

週休2日試行工事实施要領の改定概要（R5.8）について

【主な改定のポイント】

○土木工事編（農業農村整備工事のみ対象）

- ・週休2日試行工事を実施する土木工事の共通仮設費、現場管理費率の補正係数の変更

※農業農村整備工事においては、積算基準の改定に伴い、令和5年度積算基準を適用する週休2日試行工事について、以下の補正係数を適用します。

土木工事の労務費等の補正について

【補正係数について】

週休2日試行工事の取り組みを実施した工事※¹について

（農業農村整備工事の場合）

	4週8休以上※ ²	4週7休※ ³	4週6休※ ⁴
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費	1.04	1.03	1.02
現場管理費	1.09	1.07	1.05

※1）実施の意向について、第5条（2）による取り組み実施協議が整った工事

※2）休日（現場閉所）の割合が28.5%（8日／28日）以上の場合

※3）休日（現場閉所）の割合が25.0%（7日／28日）以上28.5%未満の場合

※4）休日（現場閉所）の割合が21.4%（6日／28日）以上25.0%未満の場合

○漁港漁場工事編、営繕工事編は変更なし